

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	年	財	務	省	告	示	第	七	十	三
の	第	適	初	發	發	振	額	最	發	用	振	の	法	發	号	名	令	和	基	づ
利	二	用	期	行	行	替	額	低	行	等	替	條	律	行	称	及	元	年	財	債
子	期	利	利	価	日	单	額	額	額	及	法	項	及	根	び	記	七	月	務	務
の	以	率	子	格		位	面	面	金	の	適	之	並	そ	拠		月	九	省	告
適	後	の								適	そ	そ	そ	そ	記		九	日	第	示
子	年	額	令	す	額	の	振	一百	額	定	以	社	九	特	個	人	九	六	基	づ
計	當	○	面	和	る	の	替	万	額	下	下	債	年	別	向	人	九	月	財	債
算	期	・	金	元	。	整	法	四	面	「	「	、	法	律	会	向	日	十七	務	務
間	開	○	額	年	数	又	規	十	金	「	「	株	律	第	計	利	日	十七	大	告
開	始	五	百	六	倍	は	規	万	金	振	適	式	第	百	會	付	六	十七	臣	示
利	利	パ	円	月	の	記	定	円	金	替	用	等	二	十	計	利	月	十七	麻	示
利	利	一	セ	十	金	錄	に	円	金	機	「	振	三	百	關	付	利	十七	生	示
利	利	セ	ン	セ	に	額	よ	百	金	關	用」	替	千	十	受	付	利	利	太	示
利	利	ト	き	セ	よ	は	る	円	金	受	「	法	九	本	け	付	利	利	郎	示
利	利	百	き	セ	よ	る	振	円	金	受	「	法	十	銀	行	付	利	利	太	示
利	利	円	き	セ	よ	も	替	円	金	行	「	法	四	行	と	付	利	利	太	示
利	利		き	セ	よ	の	口	円	金	行	「	法	九	行	し	付	利	利	太	示
利	利		き	セ	よ	の	座	円	金	行	「	法	千	行	、	付	利	利	太	示
利	利		き	セ	よ	の	簿	円	金	行	「	法	四	行	そ	付	利	利	太	示

十 十 十 十
六 五 四 三

十一

—

払込場所 償還期限
期日 金額

第二期以
後の利子

初期利子

令和十一年六月十五日
額面金額百円につき百円
令和元年六月十七日
日本銀行の本店又は支店

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

五ヶ月超の十年利付国債までの期間が九年
ににおける入札（当該開始日の属
する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複
利回りに、○・六六を乗じた
率は○・六六を乗じた率が○・○五
パーセントを下回るとときは、○
・五五を乗じた率が○・○五
パーセントとします。
その率は○・一セント、乗じた率が○
・一セントを乗じたときには、○
・一セントとします。
する。○・一セントを乗じたときには、○
・一セントとします。
したがって、次式により算出した
金額を支払う。式によれば、支払期
令和元年十二月十五日を支払期
とし、次式により算出した
が銀行を支払う。式によれば、支払期
次号の翌営業日に当たり、支払期
する期日について同じ。）。規定期
額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{365}{\text{支払期日 - 支払期初日}} \right)$

中途換金の取扱い

中途換金の買取りは、令和二年六月十五日以後において行うことを区分し、それぞれの算式による。令和二年十二月十五日前までの間に相当する金額とす。

(一) 和二年十二月十五日から令和二年六月十五日までの期間の金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

(二) 令和二年十二月十五日以後の場合の金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十九年法律第七十一条）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改定する特別障害者扶

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行